

「中之条町総合計画 第7次構想」デザイン・印刷製本業務
仕様書

中之条町

1 業務名

「中之条町総合計画 第7次構想」デザイン・印刷製本業務（以下「本業務」という。）

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月25日（水）まで

3 業務の目的

令和8年度から10年間の中の条町のまちづくりの指針となる「中之条町総合計画 第7次構想」の策定に当たり、誰もがわかりやすく、共有される計画となるよう、計画書本編及び概要版のデザイン及び印刷製本を行うことを目的とする。

4 業務の内容

デザイン及び印刷製本について、次のとおり委託する。

(1) デザイン

(ア) 本編

- ①中之条町が提供する「中之条町総合計画 第7次構想」（案）に基づき、表紙デザインやページのレイアウト、イラストの作成、写真の加工、図表・グラフ等の作成を行う。
- ②構成は、序論、総論、基本構想、基本計画、資料編とする。ただし、必要に応じて項目を追加できるものとする。
- ③写真・イラストの数は100点程度とし、写真データ等は町が提供する。

(イ) 概要版

- ①本編を踏まえ、表紙デザインやページのレイアウト、イラストの作成、写真の加工、図表・グラフ等の作成を行う。
- ②内容は中之条町と受託者が協議して決定する。

(2) 印刷製本

	本編	概要版（ダイジェスト版）
数量	200部	7,500部
サイズ	A4版(縦)	A4版(縦)
ページ	両面70ページ程度	両面8～10ページ
※紙質	表紙 アートポスト 220kg 本文 マットコート 90kg	コート 110kg
色数	4色（フルカラー）	4色（フルカラー）
製本	無線綴じ	中綴り若しくは観音折

※紙質は、同等又は同等以上の品質が保証される場合は、変更することができる。

(3) 校正

4回以上とする。印刷イメージを1部とPDFデータで提出すること。

(4) 作業日程の目安

令和7年9月下旬～ 作成に向けた協議、デザイン案提示及び校正

令和7年11月 本編のデザイン案提示、1回目の校正

令和7年11月 中之条町において、庁内会議やパブリックコメントなどの実施

令和7年12月 概要版のデザイン案の提示、2回目の校正

令和7年12月 中之条町において庁内会議等の実施

令和8年1月 3回目の校正

令和8年3月 最終校正、印刷製本・納品

(5) 成果物

冊子及び電子データ一式を中之条町地域共創課企画・デジタル戦略係に納品すること。なお、電子データはPDF形式及び編集可能なファイル形式（Illustrator形式等）とし、CD-R等の電子媒体で納品すること。

6 業務の実施体制

- (1) 受託者は、管理責任者及び実務担当者をもって業務を行うとともに、高度な技術及び知識を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理責任者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (3) 受託者は、業務の円滑な推進を図るため、業務を推進する上で必要な経験と能力を有する十分な数の技術者を配置しなければならない。

7 その他

- (1) 受託者は、業務を実施するに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己のために利用することはできないものとする。また、委託業務終了後も同様とする。
- (2) 成果品及び作業工程において作成された資料等に関する一切の権利は、全て中之条町に帰属するものとする。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、中之条町の承諾を必要とする。
- (3) 打合せ及び協議の都度、その内容に関する議事録を作成し、経過を明確にした上で中之条町に提出することとする。
- (4) 本業務の実施に当たり、受託者は、受託業務の全部及び大部分を一括して第三者に委託し、請け負わせてはならない。なお、受託業務の一部について再委託が必要な場合は、中之条町と協議の上、事前に書面により中之条町の承諾を得ること。
- (5) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、中之条町と受託者が協議のうえ、決定するものとする。